

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：45件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外重油受入油分離槽出口ストレーナにおいて、上蓋のボルトに締付不良が認められたため、当該ボルトを修理	D	
2	1号機	原子炉建屋高圧注水ポンプ室床ドレンファンネルにおいて、上蓋の蝶ネジに紛失が認められたため、当該蝶ネジを取付	D	
3	1号機	格納容器冷却海水系（A系）ストレーナ切替弁（入口・出口）のいずれかにおいて、シートパスの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	ほう酸水注入ポンプ（A・B）グラウンド部において、結露及びケーシングカバー下部のドレンコーキング部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	1号機	廃液収集タンク出口廃液フィルタの樹脂出口弁（A0-2001-130）において、弁駆動部の溶接部にエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	1号機	廃液収集タンク出口廃液フィルタの樹脂出口弁（A0-2001-700）において、動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	2号機	原子炉給水系サンプリング遮断弁（A・B）の点検時、駆動部電磁弁（2台）の排気孔よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
8	2号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（B）点検に伴うリークチェック時、出口側フランジ及び四方弁にリークが認められたため、当該フランジ部を点検・修理	D	
9	2号機	主タービン抽気系ドレン配管の非破壊検査時、オリフィス上流部に堆積物が認められたため、当該堆積物の除去及び清掃	D	
10	2号機	原子炉建屋北側二重扉（タービン建屋廊下側）において、閉操作不能が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
11	2号機	高圧タービンNo.2パッキンヘッド（上半）の目視検査時、パッキンヘッドシールリング部に浸食が認められたため、当該部を補修	D	
12	2号機	主タービン軸受油切り（5箇所）の目視検査時、水平締付ボルト雌ネジ部のねじ山に損傷（つぶれ）が認められたため、当該雌ネジ部のサイズアップ及びボルトを交換	D	
13	2号機	給水加熱器ドレンポンプ（B）の点検時、ピット内に水の溜まりが認められたため、当該ピット内を清掃及び対応検討	A	12月14日公表済 11月 8日再審議 にてグレード変更 「C→A」
14	2号機	給水加熱器ドレンポンプ（C）の点検時、ピット内に水の溜まりが認められたため、当該ピット内を清掃及び対応検討	A	12月14日公表済 11月 8日再審議 にてグレード変更 「C→A」
15	3号機	3、4号機閉開所碍子洗浄ポンプ（A）点検時、ポンプ入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	3号機	非常用ガス処理系（B）現場盤の扉において、開閉用ノブの不良（閉不可）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
17	4号機	主復水器細管洗浄装置（B）回収器回収弁において、動作不良（全開・全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	4号機	復水脱塩装置再生用蒸気配管圧力指示計のテスト弁において、ハンドル固定用ナットの紛失が認められたため、当該ナットを取付	D	
19	4号機	原子炉起動操作中、主蒸気管圧力低警報のリセット動作不良が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	
20	4号機	主タービン電気油圧式制御装置油タンク液位指示において、中操指示計と現場指示計に差異が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
21	4号機	復水脱塩装置苛性ヒータ蒸気元弁の点検時、グランドリークが認められたため、当該グランド部を修理	D	
22	4号機	高圧復水ポンプ（C）温度検出器において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該検出器及びケーブル接続部を点検・修理	D	
23	4号機	原子炉起動操作における制御棒1ノッチ引抜操作中、3本の制御棒に動作不良（2ノッチ連続引抜）が認められたため、対応検討	D	
24	5号機	計器設定に関する確認において、制御棒駆動機構ハウジング周辺温度検出器他の計器仕様表の測定範囲に誤記が認められたため、対応検討	C	
25	5号機	計器設定に関する確認において、排ガス再結合器温度記録計の計器仕様表の入力信号範囲等に誤記が認められたため、対応検討	C	
26	5号機	計器設定に関する確認において、再循環ポンプ（A・B）差圧変換器の計器仕様表の測定範囲に誤記が認められたため、対応検討	C	
27	5号機	給水系サンプリング調整ラックの点検時、付属の電源コンセント及びカバーに破損が認められたため、当該部品を交換	D	
28	5号機	計器設定に関する確認において、原子炉・制御棒冷却水ヘッダー間差圧スイッチ他の計器仕様表の計器型式に誤記が認められたため、対応検討	C	
29	5号機	油処理建屋油移送ポンプ電動機点検時、相間巻線抵抗値にアンバランスが認められたため、当該電動機を点検・修理	D	
30	5号機	換気空調系常用系空冷チラー（CH5-13B）送風機（A）の点検時、ファンシャフト軸受取付部の寸法測定値に許容値外れが認められたため、当該ファンシャフトを修理	D	
31	5号機	放射性廃棄物処理建屋中央操作室設置のページング装置において、受信音声の途切れが認められたため、当該装置を点検・修理	D	
32	5号機	屋外トレンチドレンサンプポンプ（B）において、レベルスイッチの動作不良による自動起動不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
33	6号機	原子炉建屋高導電率ドレンファンネルにおいて、上蓋蝶ネジの紛失（4本）が認められたため、当該蝶ネジを取付	D	
34	6号機	残留熱除去海水系（A）淡水希釈配管入口元弁において、グランド押さえ及びボルト・ナットに腐食が認められたため、当該部品を点検・修理	D	
35	6号機	非常用ディーゼル発電機（6A）第2淡水注入手動元弁において、グランド押さえ及びボルト・ナットに腐食が認められたため、当該部品を交換	D	
36	6号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機第2淡水注入手動元弁において、グランド押さえ及びボルト・ナットに腐食が認められたため、当該部品を点検・修理	D	
37	6号機	エアラインマスク装置において、原子炉建屋送気ラインのドレントラップより微少のエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
38	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（D）用電動機冷却水流量計の下部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
39	6号機	バッテリー室空調機において、ドレン排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
40	6号機	起動領域中性子束モニタ（A）ペリオド記録計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
41	集中環境施設	軽油噴燃ポンプ入流ストレナ差圧計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
42	集中環境施設	補助ボイラー脱気器（B）圧力調整弁前弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
43	集中環境施設	補助ボイラー脱気器（B）圧力調整弁において、グラウンド部に水のにじみ及び腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
44	集中環境施設	補助ボイラー脱気器（A）圧力調整弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
45	その他	使用済燃料共用プール設備パワーセンタ（B）のしゃ断機（6B）用静止型過電流引外し装置の点検時、専用試験装置接続時の状態表示に異常が認められたため、当該保護装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで